

令和4年度補正予算 中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業費補助金
 ≪登録診断機関向け よくあるご質問≫

No.	分類	質問	回答
1	登録診断機関要件	営利団体(株式会社等)でも、登録診断機関に申請できますか。	営利団体でも登録診断機関として申請できます。
2	登録診断機関要件	個人事業主でも、登録診断機関に申請できますか。	個人事業主は登録診断機関として申請できません。本事業は法人格を有した団体や企業等のみ登録診断機関として申請できます。
3	登録診断機関要件	法人格を有しない団体でも、登録診断機関に申請できますか。	本事業は法人格を有した団体や企業等のみ登録診断機関として申請できます。
4	登録診断機関要件	法人の設立前でも、登録診断機関に申請できますか。	原則、申請時点で設立されている必要があります。ただし、法人設立準備中等の事情がある場合は、SIIに個別にお問い合わせください。
5	事業要件	診断対象者に行う支援活動について、具体的な内容を教えてください。	支援活動として、省エネ診断、診断報告書の作成、診断対象者への報告会の実施等を行っていただきます。
6	事業要件	自社に専門家がない場合、外部の団体等に所属する専門家を体制に含めて申請することはできますか。	外部の団体や企業等に所属する専門家を体制に含めて申請できます。
7	事業要件	省エネ診断を実施する事業所に派遣できる人数に制限はありますか。	専門家は2名、準専門家は1名、最大3名まで派遣することができます。なお、4名以上で省エネ診断を実施する事業所に訪問できますが、旅費等の補助対象経費は上記人数分のみ認められます。
8	事業要件	交付決定後に専門家や準専門家の追加・削除はできますか。	追加や削除をすることができます。必要な手続きについては、SIIまでお問い合わせください。
9	事業要件	交付決定後に省エネ診断できる設備区分を変更することはできますか。	変更が生じる場合は、SIIまでお問い合わせください。
10	事業要件	診断前研修は、どのように受講するのですか。	診断前研修の受講方法については、交付決定後に補助事業ポータルでご案内します。
11	専門家要件	診断前研修は、いつまでに受講すればいいですか。	診断前研修は支援活動を行う前に、必ず受講してください。
12	専門家要件	指定された資格を保有しない場合、専門家として登録することはできませんか。	指定された資格を保有していない場合は、省エネルギー関連の実務について、職務経歴書等で示せる場合は専門家として登録することができます。
13	専門家要件	本事業で指定する資格以外で、SIIが認める資格とは何がありますか。	公募要領に記載のない資格については、ご提出頂く証憑を基に個別に判断させていただきます。
14	専門家要件	専門家要件の「本事業で指定する資格」と「10年以上の実務経験」について、両方の要件を満たすことが必要でしょうか。	どちらかを満たしてください。なお、「10年以上の実務経験」については、省エネルギー関連の実務経歴をSIIにて確認させていただきます。

No.	分類	質問	回答
15	準専門家要件	登録診断機関に1年以上所属している職員とは、どこまでの契約形態を含みますか。	正社員以外にも、契約社員や嘱託社員も職員として認められます。なお、外部の団体や企業等に所属する職員は準専門家として登録はできません。
16	診断対象者要件	会社法上の会社以外(医療法人、学校法人、社会福祉法人、協同組合、自治体等)の法人は診断対象者となりますか。	会社法上の会社以外の法人でも診断対象者となります。ただし、「会社法上の会社」に該当する事業者については、年間のエネルギー使用量(原油換算値)が1,500kl未満の事業所のみ省エネ診断を受診することができます。
17	診断対象者要件	年間のエネルギー使用量(原油換算値)が1,500kl未満かどうかは、何をもちいて判断すればよいですか。	省エネ診断の実施を希望している事業所において、事業所全体における前年度もしくは直近1年間のエネルギー使用量で判断してください。なお、原油換算に用いる係数は省エネ法改正前の数値を用いてください。
18	診断対象地域	交付決定後に診断対象地域を追加・削除することはできますか。	追加や削除をすることができます。必要な手続きについては、SIIまでお問い合わせください。
19	補助対象経費	補助対象経費の限度額に上限はありますか。	原則、交付決定された補助対象経費が上限額となります。交付決定された補助対象経費を変更したい場合は、SIIまでご相談ください。
20	補助対象経費	SIIが指定する研修会に参加する際の専門家や準専門家の旅費は補助対象となりますか。	旅費はSIIが定める旅費規程等に準じて、補助対象とします。
21	補助対象経費	支援活動を実施する際に車で訪問する場合、ガソリン代等は補助対象になりますか。	車で訪問した場合、距離に応じた車賃が補助対象経費となります。詳細は旅費規程等をご確認ください。
22	補助対象経費	同一の診断対象者でも事業所が異なる場合は、支援活動を行うことができますか。	省エネ診断を受診できる事業所数に上限はありません。ただし、事業所ごとに受診できる省エネ診断は1回のみとなります。
23	交付申請手続き	登録診断機関になるための手続きに必要な書類はどこにありますか。	手続きに必要な申請書類は特設WEBサイトからダウンロードができます。 URL: https://shoeshindan.jp
24	交付申請手続き	交付申請から交付決定まで、どれぐらいの日数がかかりますか。	申請書類の審査状況により異なりますので、具体的な日数はお伝えできかねます。
25	その他	補助金の支払いはいつ頃になりますか。	補助金の支払いは、原則として精算払いをします。ただし、中間検査の内容に問題がなければ、概算払いを希望する登録診断機関に対して、補助金の概算払いを行うことができます。詳細は別途、公開する事務取扱説明書をご確認ください。
26	その他	支援活動の一環で自社の製品等を紹介しても問題ないか。	本事業では、支援活動中における省エネ診断の相談や、実施した省エネ診断の結果に基づいた個別の商品の営業、見積もり、販売、設置活動などの営業行為、または自らへの利益誘導につながる行為を禁止しております。診断対象者から通報やクレーム等により、SIIが調査の上で該当行為があったと判断した場合、補助対象経費の精算は認められません。なおSIIは、診断完了後の本事業における支援活動に係らない、通常業務を含む営業活動については関知しません。
27	その他	省エネ診断後に行う診断報告会は、対面で行う必要がありますか。	診断報告会の実施方法については、診断対象者協議の上で決定してください。必ずしも対面で行う必要はありませんので、オンライン会議での実施も可とします。